令和６年度　第１回　大阪市障がい者施策推進協議会

議事録

日　時：令和６年９月 13 日（金）午後２時から午後３時 30 分まで
場　所：大阪市役所　地下１階　第 11 共通会議室

【参加委員】
・会場参加
川越委員、近藤委員、潮谷委員、手嶋委員、長谷川委員、廣田委員、前川委員
松端委員、山本委員、吉村委員
・Web 参加
栄委員、藤井委員、三田委員

【司会】　障がい福祉課担当係長　小野
【あいさつ】　　福祉局長　坂田

司会より出席者紹介、資料説明等

＜司会＞
・　それでは議事に移りたいと存じます。
・　議題 1、大阪市障がい者施策推進協議会の体制についてでございます。
・　事務局三浦よりご説明させていただきます。

議題１　「大阪市障がい者施策推進協議会の体制について」
説明者：障がい福祉課長　三浦
互選により会長に松端委員が選出され、松端会長からの指名により会長代理に安原委員が選出された。

＜松端会長＞
・　お手元の次第に従って進めていきたいと思います。では議題 1 の続きですね、大阪市障がい者施策推進協議会の体制についてと議題２お願いいたします。

議題２　「大阪市障がい者施策推進協議会各部会の体制について」
説明者：障がい福祉課長　三浦

＜松端会長＞

- この協議会のメンバーが 14 名ということですね。それから部会が全部で 5 つですかね。5 つの部会ありますけども、それぞれの委員についての説明がありましていかがでしょうか。
- 若干入れ替わりがあるのと、あとこの協議会のメンバーであった、相田委員とか北野委員には入っていた部会の方に入っていただいてということですね。よろしいですかね。
- では次に行きましょうか議題の 3 ですかね。大阪市障がい者支援計画等の進捗報告についてということでお願いします。

議題３　「大阪市障がい者支援計画等の進捗報告について」

説明者：障がい福祉課長　三浦

こころの健康センター精神保健医療担当課長代理　藤枝

＜松端会長＞

- ということで、この資料の、3－1 から 3－4 までの、説明ですがいかがでしょうか。
- 資料 3－2 が概要というかまとめたものですけど、施設からの地域移行、それから精神科病院からの地域移行、これは就労支援の状況ですね。
- 資料 3－3 が、障がい福祉計画障がい児福祉計画の進捗状況実績がどうなったかということですが、いかがでしょう。
- お願いします。山本委員ですね。

＜山本委員＞

- 山本です。お世話になっています。
- 私は入院中の精神障がいのある人の地域移行というところの項目の中で、今現在、資料 3－2 の 2 ページ目の、Ａを見ています。
- この中で、地域生活に移行していた方が、事業利用者数 8 名のうち、1 人という申請者 1 人、ということで、人数としてですね、令和 3 年から 5 年の合計で 31 人ということは、非常に少ないなというふうに感じています。
- 確かにコロナの季節も重なっているところがありますので、その折には、動きとしては、病院の中には行けませんでしたから、やむを得ない部分があるのかなというふうに思うのですが、今現状、今年度に至っても、令和 6 年度の秋に至っても、コロナにより面会禁止というふうになっている医療機関が残っています。
- 少し何て言うんでしょうか。もし、現実に今、コロナの患者さんが病院の中に発生しているとしたとして、病棟は、ちょっと面会をお断りしていますが、ＢＣに関しては、面会可能ですよというふうに、少し柔軟に面会に来た方々を中に入れていただけるような、意向というのが、もう少しきちんとあってもいいのになあというふうに思うところ

があります。

- そこら辺を、指導をしていただけないかなあというふうに期待をしています。
- ホームページ、病院のホームページなどに面会は今できないみたいな表記があるのですけれども、そこんところをもう少し柔軟に他の医療機関においては対外面会に行けるようになってるところが、もう5割は超えてきていますので、またそこんところ、扉が統制されてるままのところに関して、もう少しノックを繰り返していくということをしていかないと、この人数というのは非常に少ないまま移行していってしまうのではないかというふうな恐れがあります。以上です。

＜松端会長＞

- 精神科病院からの地域移行ということで、長らく入院されてる方の場合は、院外の人といかに接するか、山本さんかが訪問して、お話相談に乗ったり、或いは時にはアドバイスをしたりとかですね、それから情報提供で体験がもうできますよとかが必要ですけど、いまだにコロナによる面会禁止ということがあるんですか。
- これがそのときたまたま院内で感染が拡大してるとかであればわかりますけど、常時こんな感じにより面会禁止だとちょっと行き過ぎた状況ですよねっていうことなので、要望としては、市の方で可能な範囲で指導いただきたいということですかね。
- これはいかがですか。先ほど藤枝さんが、詳しいんですか、この分野に関しては、病院の面会の禁止。

＜こころの健康センター精神保健医療担当課長代理　藤枝＞

- すいません、こころの健康センター精神保健医療担当課長代理藤枝です。
- その病院ごとに、病院の方針でですね感染対策ってやっぱり実施していただいてると思いますので、そこに対するやはり指導の権限とか、ちょっと私どもにはありません。
- ただ、協力要請要請といいますかですね、どうしても病院さんに協力いただいて初めて実現するようなことでもありますので、はい。
- その辺はまたちょっと、そういった医療機関がございましたらですね、ちょっとまたお話はさせていただき、そういうこういう審議会でですね、そういったご意見もいただいておりますということでお伝えはできるかと思いますので。

＜松端会長＞

- はい。指導ではないですね。権限の問題ですもんね。

＜こころの健康センター精神保健医療担当課長代理　藤枝＞

- そうですそうですはい。

＜松端会長＞

・　指導権限はありませんので、委員会なんかがあるときは、積極的に協力を求めに行くっていうような形ですね。
・　はい。ちょうど隣が前川委員ですけど、どうなんですか。

＜前川委員＞

・　病院の実態は、病院によるかと思います。
・　何よりもやはり、その感染症場合、クラスターの発生が第 1 に警戒すべきところではないかと思います。感染症が職員さんに広がりますと、全体が崩壊しますから、ですからそのあたり、単に外側から人が手伝いに入ってくれたらそれで済むというわけじゃないところであれば、大きな注意が必要であるというふうには考えます。
・　感染症は発生していますからやっぱり医療機関としては細心の注意を払わなくちゃいけないってのはあるんですよね。

＜松端会長＞

・　はい。ということでケースバイケースということと、市として指導の権限はないけども、協力のお願いができるということでよろしいですかね。
・　はい。その他いかがですか。ではどうしましょう。
・　長谷川委員から行きましょうか。

＜長谷川委員＞

・　長谷川です。よろしくお願いします。
・　資料 3－2、施設からの地域移行のところなんですけれども、計画の数字上は、目標達成ということで、すごく良い結果が出てると思うのですけれども、この総人数ということになってますので、一番入所施設から地域移行が難しいと言われてる、強度行動障がい者の方のグループホームの移行というのが、この数字ではどれぐらい進んでるのかっていうのがちょっとわかりにくいなと思いました。この部分の進捗状況といいますか、どれぐらい実数、実態の数字として、出ているのかっていうのを把握されてるのかをお伺いしたいなと思いまして。

＜松端会長＞

・　強度行動障がいのある対応上難しい方の、地域移行がどれぐらい進んでるかというこの中の具体のそういう数字の把握はできてますかということですかね。
・　いかがでしょう。

＜障がい福祉課長　三浦＞

- 障がい福祉課長の三浦でございます。ご意見ありがとうございます。
- ご指摘いただきました通り、地域移行の数値的には目標は達成していますが、これが本来の、地域移行の達成かっていうと本市としてもそうではないと認識しております。
- 地域移行の中には、施設入所支援の利用者の中で日中活動としては自立訓練を使っておられるような、もともと短期の入所を想定された入所者の方が退所された数も入っております。
- やはり本来の地域移行というところは、ご指摘いただきました強度行動障がいのある方ですとか、長期間入所されている方、に地域移行していただくというところが本来の施策の目標であると思っておりますので、この数字は達成しているからといっていいというふうには思っていないところです。
- この内訳ですけれども、この障がい福祉計画につきましては、大阪府で数字を集計する関係もございまして、都道府県と足並みをそろえるところになるんですけれども、これまでの集計では日中活動のサービス種別とか、あとはその強度行動障がいがあるかないかっていうふうなところでの内訳を出すような集計にはこれまでなっておりません。
- そういったことから、この内訳については大阪市内の部分についても把握はできていないところですけれども、今回からの第７期の障がい福祉計画の策定の議論の中では、大阪府の方でも、この内訳の把握ができないかというふうな議論がされたっていうことは、情報提供いただいておりますので、この次期計画、今年度から始まっている３年間の計画ですけれども、そちらの方につきましてはちょっとどういう集計方法になるのかっていうのは、引き続き情報収集をしていきたいと思っているところです。よろしくお願いいたします。

＜松端会長＞

- はい。ありがとうございます。関連して。
- はい。お願いします。

＜潮谷委員＞

- 潮谷です。
- この強度行動障がいのグループホーム移行促進事業にちょっと併せてご質問したいと思うんですが、１つはここでの評価課題というところに、改修に関するですね活用する法人がなかったというふうに、述べられているんですがこの事業自体は 2 つの目的があったと思うんですね集中支援に対する補助金というのもついてますし、改修についての補助金もついているということですので、そこに対する評価っていうのを入れていただかないといけないかなと思いますこれ大阪市独自の事業ですので、本来は積極的に活用して欲しい事業にもなっておりますので、多分これ、ほとんど今使われてない

んじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういったところも含めて、評価もしていただきたいですし、相談支援事業所であるとか施設さんの方にもですね、啓発、情報提供していただきたいなというふうに思っております。

＜松端会長＞

- これはあれかな。まず知られていないかもしれない話と、知ってるけども、使われていない話ということですかね。
- どうでしょう。すいません。

＜障がい支援課長　福原＞

- 障がい支援課長福原ですよろしくお願いいたします。
- 長谷川委員、潮谷委員貴重なご意見ありがとうございます。
- まず実績なんですが、潮谷委員がおっしゃったようにグループホーム強度行動障がいのところの部分の、移行促進の事業をなんですけど、この実績といたしましてまず、大きく、委員ご指摘の通り、集中的支援ですね入居前と、入居後を跨いだところの、サポートの支援っていうところいわゆるソフト的なところですね人を配置してっていうところの支援と、直接ハード面のところの強度行動障がいの特性に応じた形での、例えばグループホームの共用部分でありますとか、居室内の改修の補助と言う部分を大きく2つございまして、実績で申し上げますと、まず改修のところの件数でいきますと、件数的に非常に少ないのでないかというご指摘いただいてるところでございまして、例えば令和3年度からの実績で申し上げますと、改修につきましては、3年度に1ヶ所で4年度に1ヶ所5年度に1ヶ所ということで、今現時点6年度の改修につきましては、3件ほど今ちょっとご相談いただいているというところでございまして、引き続き事業を大阪市独自で実施しているところでございますので、グループホームの事業所さんでありますとか、様々そういった関係先のところにですねサービス事業者も含めて、周知の方に努めているところではございますが、今そういう実績の実態というところでまずなっております。で、あと集中的支援の人の部分なんですけど、入居前と入居後ということで、年度跨いだりして、っていうところもあるんですけど。
- 令和3年度で申し上げますと、入居前後支援が8名ですね、8名の方がご利用いただいたというところと、4年度につきましては、5名の方、5年度につきましては、2名の方ということで、少しちょっと少なくなってきている実態でございまして、直近 6 年度今年度どういう状況かと申しますと今のところちょっとご相談件数がないといったところでございますので、地域移行に伴って強度行動障がいがある方か、しっかりとグループホームで生活していただくために必要な支援ということで、重要な支援というふうに考えておりますので、しっかりとまず知っていただくっていうことと、あとどういうふうな形で使っていただくのかっていうところも、具体的にちょっとアプローチか

けていけるような形での周知の方もちょっと検討して参りたいというふうにも考えてるところでございますので、大変貴重な意見ありがとうございました。以上です。

＜松端会長＞

- はい。ありがとうございました。
- 構造上の対応が難しい方には違いないので、グループホームでに移行するとなると、その人の配置ですね入居前、それから入居後に対する集中的なアプローチと、それから改修なんかの支援を両方組み合わせてあるわけですから、もうこれ広く周知いただいて積極的に活用していただくことによって、支援体制を整えた上で、移行していただくみたいな仕組みがね、できるかということですかね。
- 潮谷委員的には、せっかくあるのに低調すぎるということなんですね。
- はい、ということであと、この意見いかがですか。

＜近藤委員＞

- 弁護士会の近藤です。
- 地域移行の方数字上、順調と言ったらあれですけども、達成できてるっていうところでお聞きしましたが、これ、具体的に誰が何て言いますかね、実際の地域移行のイメージ、やっていただいてるイメージですけども、どなたがそういう障がい者の方に接して進めていって、おすすめといいますかね、そういう、ご本人さんの気持ちがないと動かないと思うので、その気になってもらって、どんな準備をして、計画してやって、そしてどういうところに、進んでいって、それでどういう満足っていいますか本人のが出てるのかっていう、なんかそういう具体例みたいなものが、聞かしてもらえると、ちょっとありがたいかなと思います。

＜松端会長＞

- はい。地域移行に関する具体的な取り組み内容ですかね。
- 今の話、すいません。

＜障がい福祉課長　三浦＞

- 障がい福祉課長の三浦でございます。ご質問ありがとうございます。
- 今、現状の数字上、実績で出てきております地域移行の中身につきましては、先ほど長谷川委員のご質問にもお答えさせていただいた内容とも重複するんですけれども、結構多くの方が、もともと短期での入所を想定されていらっしゃる方の数が計上されているんではないかと考えております。
- そういった意味では本来の地域移行というか、もともと在宅復帰を前提とされているっていう方が含まれているのかなと思っております。

- 本来のあるべき地域移行っていうところでの、主に知的障がいのある方が入所されておられてその方の地域移行というところでは、これまでの主な取り組みとしましては、施設ごとに、この方は、生活状況からいっても、地域での生活の方が、よりよい本人らしい暮らしができるのではないかというアセスメントのもと、地域の事業者と連携をしながら、グループホームですとか、場合によっては、自宅に帰られるということですとか、移行先の検討も進めながら、ご本人さんの希望も、ご本人さんの状態とかも見極めていきながら進めていっていただいてるっていうのが状況かなと思っております。
- そういった地域に移行できる方についてもある程度、軽度の障がいのある方の意向については、施設のこれまでの取り組みで進めていただいているところも多くあるのかなあと思っておりまして、今後の、なかなかそういった流れに乗っていくことも難しく、強度行動障がいのある方ですとか、長期間入所されているような方につきましては、なかなかそれだけでは進まないということもございますので、大阪市としましては、先ほど紹介もさせていただいた中にもございましたが、施設入所者地域生活移行促進事業ということで、まずは、法定給付の中にも地域移行支援ということで具体的にその地域に移行していくための、障がい福祉サービスはあるんですけれども、そこに繋がっていきにくいといった実態を踏まえまして、まずはその外のというか、地域で生活するということのイメージを作っていただこうということで、大阪市としては、その施設さんとも相談をさせていただきながら、まずちょっと本人さんに一緒に出かけるということから地域で暮らすってどういうことやろうというふうなイメージを持っていただくっていうことを間に挟みながら、法定給付の地域移行支援を使っていただくという流れにつなげられないかっていうことを、令和 4 年度から取り組みを始めているような状態です。
- 現状は、なかなか具体的にそれで、実際に地域移行した方が出ているというふうな状況にまではまだ至っていないところですけれども、そのあたりは施設さんともお話をさせていただきながら引き続き取り組んでいけたらなと思っております。
- 具体的な事例としてご紹介できなくて申しわけございませんがよろしくお願いいたします。

＜松端会長＞
- はい。ありがとうございました。
- 近藤委員よろしいですかね。

＜近藤委員＞
- はい。

＜松端会長＞

- はい。その他いかがですか。
- お願いします。

＜廣田委員＞

- すいません廣田です。
- 資料の 3－1 を見ていただいてよろしいでしょうか。
- 31 ページの一番最後のところなんですけど、障がい者福祉施設事業者による虐待への対応というところなんですが、そこの令和 5 年度の前は 80 件がちょっと引っかかっています。ここの数値のところでは、前年度 28 件よりも減って 26 件って、本当は逆に増えているではないかと思っています。ニュースに出ている障がい施設の中でも、虐待というのが非常に起こってるんじゃないかという今の状況から大阪市は、件数が、どこと言わないですけど、関係施設で、まだ十分対応ができてない、理解がなされてないという事になります。
- 虐待ＢＣＰが進んでいますが、ここの数字が疑問で増えたんじゃないかなと思っています。
- 正しい数字なのかどうかがわからないので、この令和 5 年度の数字、教えていただきたいです。

＜松端会長＞

- はい。ではお願いできますか。

＜運営指導課長　竹井＞

- はい。すいません福祉局運営指導課長の竹井と申しますよろしくお願いいたします。
- 私ども運営指導課におきまして障がい福祉施設の従事者による虐待の通報を受けますと、調査をさせていただきます。利用者、本人さんであったり、従業員の方に聞き取りとかをさせていただいて、事実確認をして、虐待かどうかを判断させていただいております。
- 今おっしゃられたようにもしかすると施設で起こっていたときにまだ通報がいただけてなくて、虐待認定ができてないっていうことがあるのかもしれませんけれども、通報いただいた部分につきましては、事実確認をさせていただいて、虐待があったかどうかを判断させていただいてこういう結果、になっているという状況でございます。
- よろしくお願いいたします。

＜松端会長＞

- はい。ということで令和 5 年は 75 件。ということでいいんですか。

＜運営指導課長　竹井＞

・　はい。令和５年 75 件ですね。
・　通報 75 件受けましてそのうちに虐待と判断をさせていただいたのが、26 件という形です。

＜松端会長＞

・　75 件中 26 件が虐待の認定をしたということですね。
・　どこまでね、指導、これがされてるのか、ちょっとわからなかったので、実態の数字かなというのもちょっとわからなかったんですけど。
・　はい。ということで、廣田委員よろしいですか。

＜廣田委員＞

・　はい、わかりました。もう１回しっかり確認私も調べておきたいなと思います。

＜松端会長＞

・　通報があってもいろんな状況がありますので、そういうことも勘案して、虐待かどうかの判断をするということですよね。
・　先ほど行動障がいの方の例もありましたけど、障がいの方が調子が悪くて、暴れてるときに押さえつけてるっていうそこだけ見たら、身体拘束ですよね。
・　ですけどその前後の状況とか、とこうと総合的に判断すると、その場面だけ見て虐待と言い切れない面があったりとかですね、結構、ただ合わせなくてもいいように、適切な支援をしなくちゃいけないというのが前提ですけどね。
・　Ｚｏｏｍでオンラインで参加の方いらっしゃいますけどいかがですか何かございますか。よろしいですか。
・　はい。ということで地域移行大きな話題になって、今入所施設が全国で 12 万人ぐらいですかね。
・　あまり入所施設の数が減ってないんですけど。グループホームの利用者の数は増えて、確か 18 万人ぐらいなってますかね増えてるんです。
・　18 万ぐらい増えてるんです。にぐらいなってるんですけど。
・　事業所の理由と営利法人は、多分４割ぐらいあるんですね。
・　恵っていうグループですかね、100 ヶ所ぐらい事業所の指定の取り消しがこれから困るみたいですけど、グループを移行するかどうかも重要ですけど移行した先で、ちゃんと生活が当たり前の生活が保障されてるのかということを考えると、グループホームの適切な支援がどうかのチェック体制みたいなもんね、併せて考えていかなくちゃいけないんです。
・　社会福祉法人の場合はまだいろんな規制がしやすいんですけ営利法人なってくると、

もう事業所指定だけの話になっちゃうので、その辺についてもね、今後考えていく必要がありますかね。

- 高齢系でしたら同じようにサ高住の問題があったりしますしね。
- いうことなので、引き続き課題は多いですけど、ここでしっかりとチェックし議論できたらなと思います。
- では次ですね、議題の 4、R7 年度大阪障がい者等基礎調査についてということでお願いします。

議題４　「令和７年度大阪市障がい者等基礎調査について」

説明者：障がい福祉課長　三浦

＜松端会長＞

- はい。これはいつも計画策定する際には、調査を丁寧にしてるんですけども、今回の調査にあたっては資料４の１ページの２のとこですね。
- ４点特に考えたいということで、これにつきましては、計画策定推進部会等、それから精神科病院の入院患者の実態把握については、精神障がい者の部会ですね。
- 精神障がい者地域生活支援部会の方で検討いただくということでよろしいですか。
- ということですけど、三田委員、栄委員いかがですか。

＜三田委員＞

- 入所施設の調査しかできていなかったので、精神科病院の調査をしたいというのも数年来、委員から出てきておりましたので、実現できてとても嬉しいと思いますよろしくお願いします。

＜松端会長＞

- はい。ありがとうございます栄委員いかがですか。

＜栄委員＞

- ありがとうございます。
- 本当に我々の意見として、この調査っていうのも、とても前から言っていましたので、今回実現できるということに、１つのですね、具体的に退院を阻がいする要因であったりとか、ご本人さんの年齢も高齢者が多いので、そういったあたりも踏まえ、ご本人さんがこういった基礎調査をですね、できるっていうことは、１歩前進していただければなと思っています。
- この辺藤枝さんの方からから何か補足とかありますか。

＜松端会長＞
・　こころの健康センターの藤枝さんの方がありますか。

＜こころの健康センター精神保健医療担当課長代理　藤枝＞
・　栄委員どうもありがとうございます貴重なご意見ですね、ただいま制度設計中でもございますので、その辺も考慮したような形でですね、実施していければなと考えております。
・　何卒よろしくお願いいたします。

＜松端会長＞
・　はい。これからねどんなふうに実施していったらいいかと思います。
・　詳細についてこれから検討していく感じですかね。

＜こころの健康センター精神保健医療担当課長代理　藤枝＞
・　こころの健康センター藤枝です。
・　ただいま事務局でですね大体の調査の規模とかですね、調査のアンケートの項目とかですねそういったものをたたき台をちょっと作成しているところでですね、この 10 月のですね、実施予定の生活、地域生活支援部会の方でですね、そういった案をですね図っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

＜松端会長＞
・　はい。ありがとうございます。
・　ということでその他この調査に関していかがでしょうか。
・　よろしいですか。
・　ではですね、次第の、その他になりますかね報告事項 2 件あります 1 つ目が、大阪障がい者施策推進協議会各部会の活動方針についてお願いします。

報告事項１　「大阪市障がい者施策推進協議会各部会の活動方針について」
説明者：障がい福祉課長　三浦

＜松端会長＞
・　はい。ありがとうございます。
・　これまでの例年でしたら、部会学校の全体の前に行われたりしてここで部会の報告をいただいたんですけど、今回は委員の改選ということもあったので、この 10 月にちょっと後ですけど、第 1 回目の部会、それぞれの部会で 1 回目の会議を開いていただいて、年 2 回の予定で今説明いただいたようなようなその内容について、議論いただく

ということですけどよろしいでしょうかね。

- 何か質問なりご意見なりございませんか。
- よろしいですかね。
- ではですね、もう 1 つですね大阪市手話に関する施策の推進方針の改定についてということで、資料の 6 の 1 から 3 までですか、お願いします。

報告事項２　「大阪市手話に関する施策の推進方針の改定について」

説明者：障がい福祉課長代理　平井

＜松端会長＞

- 大阪市手話に関する施策の推進方針の改定ということで、この 10 月を予定してるということで今改定箇所の内容の説明もありましたけど、いかがでしょうか。
- はい。お願いします。

＜廣田委員＞

- 最近、仕事の関係もありますが、介護費の報酬改定について、最近、このような研修が開かれています。
- いろんな講座が開かれていますが、その報酬改定についての研修会に申し込みたくても申し込めないんです。
- 手話通訳付きがないので、手話通訳確保が用意できないという事で、申し込み受付ができないと言われました。
- 障がい者差別解消法は、もう民間事業者も義務化されていますがそういう対応ができていません。
- 内容的に詳しく聞こえない事業者もレベルアップして勉強していく必要があります。聞こえる人は当然参加できますが、参加できないとは成り立てません。
- それが納得できません。
- それだけではなく、いろんな面でそういう経験をしていますが、聞こえる人と同じようには、受けいれないという実態があります。

＜松端会長＞

- 今の廣田委員のお話では、手話通訳者を確保できないので、何に参加できないですか、どういう会合に参加できないという話だったんですか。

＜廣田委員＞

- 介護報酬の改定の説明会、講座が開かれていましたが、それに当事者が聞こえないです。私のところの事業所は介護福祉関係の事業所です。

・　職員も聞こえませんが、聞こえる人は学びたいならいけます。
・　でも聞こえない人はその介護報酬関係の研修に参加したくても、参加できない。手話通訳を用意できませんと言われます。

＜松端会長＞
・　ということで、情報保障がないという状況のままなんですね、まだ。
・　文字に直すというね、変換するのもありですしね、工夫の仕方はあると思いますけど。
・　これはどっか担当の方いらっしゃるんですか。権利擁護関係ですか。

＜障がい福祉課長　三浦＞
・　障がい福祉課長の三浦でございます。
・　今廣田委員からご指摘のあった研修は大阪府が実施している研修かなと思われるんですけれども、報酬算定するにあたっての。

＜廣田委員＞
・　大阪市主催の報酬改定の研修です。
・　いろんな研修会とか、そういう体制、障がい者に対する理解啓発がまだまだ十分じゃないです。
・　障害者情報アクシビリティ施策推進法については、まだまだ理解していない状況になっていますので、できません、用意できませんと断られることが結構あります。
・　仕事上で、もっと勉強したい、聞こえる職員が内容を教えてもらうような形になってしまう状況です。

＜障がい福祉課長　三浦＞
・　ありがとうございます今いただきました情報提供またちょっと詳しく教えていただきまして、ちょっと大阪市の研修についてのちょっと今後の対応についての、はい。
・　またご相談させていただきたいと思います。
・　貴重な情報ありがとうございました。

＜松端会長＞
・　はい。ありがとうございます。
・　やはりね、それは改善されなくてはいけないですよね。
・　その他いかがですか。
・　ちょっと驚きですけどね結構公っていうか公共性の高い会議体ですしね。
・　はい。その他いかがでしょう。
・　よろしいでしょうかね。

・　これ、近藤委員宣伝あるんじゃないですか。

＜近藤委員＞
・　弁護士会の近藤です。
・　弁護士会が主催してます。
・　合理的配慮、差別解消法の改正のね、研修を、弁護士会間及びＺｏｏｍウェビナーで 9 月 17 日の午後 6 時から、予定しております。
・　すいませんお手元に急遽、黄色のカラフルなチラシを配らせていただいてるんですが、ＮＨＫバリバラでおなじみの玉木さんや安住さんにも来ていただいて、或いは明石市の元職員の青木志峰弁護士も来ていただきまして、合理的配慮って具体的にどういうことをするのが、なるんやっていうのを、皆さんと一緒に考えたいっていう研修になっております。
・　もちろん今ありました手話通訳文字通訳もありますし、全部ウェビナーも会場も無料になっておりますので、申し込み期限が一応書いてますけど、ぎりぎりでも多分大丈夫だと思いますので、ぜひご参加のご検討いただければありがたく思います。

＜松端会長＞
・　どうもありがとうございました。
・　もう明日ですね、10 日でしたら、今の廣田委員の問題なんかもね、まさに合理的配慮を書いてるわけですもんね。
・　ということで、ぜひお時間ある方は参加いただけたらということですね。ではマイクをお返しします。

＜司会＞
・　会長ありがとうございました。
・　本日近藤委員からお配りされた資料、ビラにつきましてはリモート委員の方についてはまた共有させていただきます。
・　それでは、これをもちまして、当協議会を閉会させていただきます。
・　次回の協議会の開催予定は令和 7 年 3 月を予定しております。
・　本日は誠にありがとうございました。